

項 目	内 容	備 考
2 清算資格の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> • 当社の先物・オプション取引等に係る清算資格を廃止する。 • クリアリング機構の先物・オプション取引に係る清算資格を有しない当社の先物・オプション清算参加者には、原則として、クリアリング機構における指数先物等清算資格を付与する。 • 当社のF X清算参加者には、原則として、クリアリング機構において新設されるF X清算資格を付与する。 • 上記のクリアリング機構の清算資格を付与する際は、当社の自社清算資格を有する清算参加者に対してはクリアリング機構の自社清算資格を、当社の他社清算資格を有する清算参加者に対してはクリアリング機構の他社清算資格を付与する。この場合において、当該清算参加者においてクリアリング機構の清算資格の維持に係る財務基準を満たしていることを要件とする。 	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 当社における有価証券の売買等については、すべてクリアリング機構が金融商品債務引受業を行うこととなる。 • クリアリング機構の清算対象取引に当社上場の先物・オプション取引等が追加されることから、クリアリング機構の先物・オプション取引に係る清算資格を有する取引参加者は、引き続き当社上場の先物・オプション取引に係る清算業務を行うことができる。
3 取引参加者制度 (1) 取引参加者の義務	<ul style="list-style-type: none"> • 当社の取引参加者は、その有する先物・オプション取引等に係る取引資格の種類に応じて、クリアリング機構の清算資格を取得するか、 	<ul style="list-style-type: none"> • 取引参加者は、必要な清算資格の取得又は清算受託契

項 目	内 容	備 考						
<p>(2) 証拠金の管理等</p> <p>(3) 取引参加者に対するリスク管理</p>	<p>クリアリング機構の他社清算参加者との間で、クリアリング機構の定める様式による清算受託契約を締結しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="631 339 1615 730"> <thead> <tr> <th data-bbox="631 339 954 387">取引資格の種類</th> <th data-bbox="954 339 1615 387">クリアリング機構の清算資格の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="631 387 954 587">先物取引等取引資格</td> <td data-bbox="954 387 1615 587"> 指数先物等清算資格の取得 又は 指数先物等他社清算参加者との清算受託契約の締結 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="631 587 954 730">FX 取引資格</td> <td data-bbox="954 587 1615 730"> FX 清算資格の取得 又は FX 他社清算参加者との清算受託契約の締結 </td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> • クリアリング機構の清算資格を有しない取引参加者（以下「非清算参加者」という。）は、当該非清算参加者と清算受託契約を締結しているクリアリング機構の他社清算参加者のうちから、有価証券等清算取次ぎの委託先とする者（以下「指定清算参加者」という。）を1社指定しなければならない。 • 取引参加者は、当社の定めるところにより、顧客及び指定清算参加者との間の証拠金の差入れ・預託等の管理を行う。 • 当社は、取引参加者が当社市場における先物・オプション取引等について財務体力以上の過大なポジションを保有することによるリス 	取引資格の種類	クリアリング機構の清算資格の取扱い	先物取引等取引資格	指数先物等清算資格の取得 又は 指数先物等他社清算参加者との清算受託契約の締結	FX 取引資格	FX 清算資格の取得 又は FX 他社清算参加者との清算受託契約の締結	<p>約の締結を行わない場合には、取引を行うことができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現物市場統合に伴い、当社の現物取引に係る取引資格は廃止されるため、当社の取引資格は左記の2種類となる（現物市場統合要綱を参照）。 • 指定清算参加者の指定又は変更は、当社の承認を要する。 • 取引参加者と顧客及び指定清算参加者との間で行う事務については、現行どおり。 • 取引参加者が財務体力以上の過大なポジションを保有
取引資格の種類	クリアリング機構の清算資格の取扱い							
先物取引等取引資格	指数先物等清算資格の取得 又は 指数先物等他社清算参加者との清算受託契約の締結							
FX 取引資格	FX 清算資格の取得 又は FX 他社清算参加者との清算受託契約の締結							

項 目	内 容	備 考
<p>(4) 取引参加者に対する措置</p>	<p>クの発生を回避し、市場への影響を未然防止することを目的として、取引参加者に対するリスク管理を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 取引参加者は、保有するポジションの管理等に関し適切なリスク管理体制を整備しなければならないこととする。 • リスク管理体制とは、保有するポジション若しくは有価証券等の価格の変動、取引の相手方の契約不履行その他の事情により将来発生し得る損失に適切に対応する体制をいう。 • 当社は、取引参加者に対してポジションの管理に関する社内規程の提出を求めることとする。 <ul style="list-style-type: none"> • 当社は、取引参加者における当社市場の先物・オプション取引等に係るポジションが財務体力に比して著しく過大であると認められる場合又はポジションに関するリスク管理体制が当社の市場の運営に鑑みて著しく適当でないと認められる場合には、当該取引参加者に対し、その改善のために必要な措置を講じることを求めることができることとする。 • 当社は、取引参加者において必要な措置が講じられていないと認められる場合には、先物・オプション取引等の停止又は制限等、必要 	<p>している場合には、急激な価格変動等により損失が発生し、安定的かつ継続的に取引が行えなくなるとともに、破綻又は決済不履行にも繋がるリスクがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 当社は、従来から市場運営者として、また、金融商品取引清算機関として、参加者に対するリスク管理を行っているが、清算機関の統合に伴い、清算参加者のリスク管理はクリアリング機構が行うこととする。

項 目	内 容	備 考
(5) 取引参加者料金	<p>な措置を行うことができることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> • クリアリング機構の清算参加者がクリアリング機構から債務引受停止等の措置を受けた場合は、当社は、当該措置を受けた清算参加者である取引参加者又は当該措置を受けた清算参加者を指定清算参加者とする取引参加者に対し、当社の市場における先物・オプション取引等の制限等の必要な措置を行うことができる。 • 市場管理のために行う有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置（証拠金に関する規制措置を含む。）及び建玉制限等は、引き続き当社が行う。 • 取引参加者料金のうち、建玉移管手数料を廃止する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 現物取引に係る清算参加者がクリアリング機構から債務引受停止等の措置を受けた場合と同様の取扱い。 • 取引管理上の措置に限る。 • 建玉移管手数料は、クリアリング機構において徴収する。 • 取引参加者料金の具体的な料率体系については、現物市場統合要綱を参照。
(6) 取引参加者保証金の預託	<ul style="list-style-type: none"> • 取引参加者は、当社に対する債務の履行確保の観点から、取引参加者保証金を当社へ預託しなければならない。 • 取引参加者保証金の額は、次の合計とする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 取引参加者料金等のうち、当該取引参加者の直前事業年度末における基本料等（現物取引に係るものを除く。）の月額合計の1か月分 	<ul style="list-style-type: none"> • 取引参加者保証金の額の計算方法等は、東証と同様。

項 目	内 容	備 考
<p>(7) 信認金の預託</p> <p>4 清算・決済制度</p> <p>(1) 先物・オプション取引等の決済</p> <p>(2) 取引証拠金等</p>	<p>② 取引参加者料金等のうち、当該取引参加者の直前事業年度における取引手数料等（現物取引に係るもの及び上記①を除く。）の月間平均の合計額の2か月分</p> <ul style="list-style-type: none"> • 取引参加者保証金は、有価証券による代用を可能とし、年1回、その前年度の実績に基づき各取引参加者の保証金の額の見直しを行うほか、必要に応じて臨時に見直しを行うことができるものとする。 • 取引参加者保証金の預託に係る事務は、クリアリング機構に委託し、取引参加者はクリアリング機構の口座に差し入れることとする。 • 信認金の預託先は、現行どおり当社とする。 • 信認金の預託に係る事務は、クリアリング機構に委託し、取引参加者はクリアリング機構の口座に差し入れることとする。 • 清算参加者は、当社の市場において成立した先物・オプション取引等について、クリアリング機構の定めるところにより、クリアリング機構との間で決済を行う。 • 非清算参加者は、当社の市場において成立した先物・オプション取引等について、当社の定めるところにより、指定清算参加者との間で決済を行う。 • 取引証拠金の預託先は、クリアリング機構とする。 	<ul style="list-style-type: none"> • 代用有価証券の範囲、時価及び掛目等については、当社が定めるところによる。 • 信認金の額は、300万円。 • 代用有価証券の範囲、時価及び掛目等については、当社が定めるところによる。 • 当社及び東証において成立した先物取引に係る値洗差金等及びオプション取引に係る取引代金等は、合算の上、クリアリング機構との間で授受する。

項 目	内 容	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> • 先物・オプション取引に係る取引証拠金所要額は、現行どおりSPAN®（Chicago Mercantile Exchange が開発した証拠金計算方法）方式により計算するものとする。 • 取引所F X取引に係る証拠金所要額は、当社における現行の方式により計算するものとする。 • 先物・オプション取引等に係る取引証拠金の預託時限、預託方法、代用有価証券の範囲その他取引証拠金の預託に関する事項は、クリアリング機構の定めるところによるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> • 証拠金所要額の計算において当社及び東証上場の先物・オプションの建玉を合算して計算を行うことにより、取引証拠金の預託・返戻が一本化される。 • 取引所F X取引に係る取引証拠金の預託時限、預託方法、代用有価証券の範囲その他取引証拠金の預託に関する事項は、当社の現行どおりの方法を踏襲する。
(3) 清算参加者に対する リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> • 清算機関の統合に伴い、清算参加者のリスク管理はクリアリング機構が行うこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> • 当社とクリアリング機構の間で、取引参加者と清算参加者のリスク管理に関して必要な情報の共有等の連携を図ることとする。
(4) 決済履行保証制度	<ul style="list-style-type: none"> • 清算機関統合後の先物・オプション取引等に係る損失補償スキーム等の決済履行保証制度は、クリアリング機構の定めるところによるものとする。 • 当社の清算預託金制度は廃止する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 統合後の決済履行保証制度については、「(株) 大阪証券取引所との清算機関の統合後における制度概要

項 目	内 容	備 考
5 清算参加者料金	<ul style="list-style-type: none"> 当社の先物取引等違約損失準備金は、クリアリング機構における先物・オプション取引に係る損失補償スキームにおいて充当する。 当社の先物・オプション取引等に係る清算手数料等の清算参加者料金については、クリアリング機構の定めるところによるものとし、クリアリング機構が徴収する。 	<p>(案)」(以下「クリアリング機構の統合後の制度概要」という。)参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年 9 月末時点の先物取引等違約損失準備金の額は、約 7,011 百万円。 清算参加者料金の具体的な料率体系については、クリアリング機構の統合後の制度概要参照。 当社の先物・オプション取引等に係る清算手数料及び F X 清算資格に係る固定手数料については、当社が収納事務を代行する。
6 その他	<ul style="list-style-type: none"> 先物・オプション取引口座設定約諾書について、東証の同約諾書と統一化することとし、所要の改正を行う。 取引所 F X 取引口座設定約諾書について、所要の改正を行う。 その他所要の改正及び文言の修正を行う。 移行に伴う所要の措置を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 口座設定約諾書の改正に伴う差替え等の方法等については、別途通知する。

項 目	内 容	備 考
Ⅲ 実施時期	• 平成 25 年 7 月 16 日とする。	

以 上